平成27年度第2回高知県障害者施策推進協議会の概要

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 22 日 (火) 14:00~16:00
- 2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール
- 3 出席者
 - 【委員】岡本委員、小田切委員、片岡委員、黒田委員、杉本委員、竹島(春)委員、 竹島(和)委員、津野委員、西村(利)委員、西村(博)委員、平野委員、 福井委員、藤原委員、松本委員、南委員(20名中15名出席)

【事務局】井上地域福祉部副部長、梅森障害保健福祉課長 他

4 議事内容

(1)障害者差別解消法に基づく対応要領について 事務局から障害者差別解消法に基づく職員対応要領の素案を説明した後、質疑応 答を行った。

【質疑応答要旨】

(1) 障害者差別解消法に基づく対応要領について(知事部局、その他)

(委員)

・市町村や障害者に関わっている事業所の職員に対して、障害者差別解消法について どのように伝えていくかが大事だと思う。合理的配慮に欠けるという問題は実際に 起きているが、うやむやに解決されているのが現状で、関係者で共有されていない のでは。事例が起きた場合に話し合う場所として、市町村にある自立支援協議会を 使うべきかと思う。

(事務局)

・市町村は対応要領の作成は任意であるが、県としても情報提供しながら作成を依頼 し、引き続き助言も行っていく。また、自立支援協議会の活用についても、さまざ まな説明会等を通じて話をさせていただきたい。

(会長)

・共有する場として、障害者差別解消支援地域協議会を新たに設置するのか、自立支援協議会や今あるもので何らかのかたちでやるのか。これからの検討になるかと思うが、進展したらこの会でも報告をお願いしたい。

(委員)

・合理的配慮について、障害特性に応じた対応の仕方、マニュアルのようなものを作っておくべきでは。

(事務局)

・障害のある方の特性に配慮した対応ができるようにまずは研修等を行いながら、柔 軟に対応させていただきたい。

(委員)

・市町村の窓口でいろいろな申請を行うので、まずは市町村がうまく対応できるよう な指導をしなければならない。

(事務局)

・市町村にはこういった対応要領を積極的に作成していただくことと、来庁される方への配慮について技術的助言をしていきたい。

(会長)

・市町村で合理的配慮も含めた対応がなされるよう、県として指導をという趣旨だと 思う。ぜひそれを踏まえて対応をお願いしたい。

(委員)

- ・技術発展や環境の改善などによって発展しうるという意味で、事務局の中で過重という考え方が一律ではないと返答をいただいている。前回の会で、手話での対応が 過重な負担になるのではないかという意見があったが、この過重という考え方が良 くなっていくという面ではいいが、それが重たくならないよう気をつけていきたい。
- ・27年5月に県から土砂災害啓発冊子と危険箇所マップが出された際に、点字版もテキストデータ版もないということで、8月に視覚障害者向けの説明会をしていただき非常に助かった。もし今後も点字やテキストデータができていないときには同様の対応をお願いしたい。

(委員)

・職員の認識度に大きな開きが出てこないか危惧している。知的障害者の場合は障害

特性が非常に幅広いため、それに応じたマニュアルを作成していただきたい。また、 窓口対応への指導を先にやっていただきたいと思う。

(事務局)

・国から事例集のようなものが発行されたという情報もあるので、障害特性に合った ものを広く情報収集しながら、事例を増やしていきたい。市町村への指導について もいろいろな声をいただいているので、話をさせていただきたい。

(委員)

・マニュアルの話があったが、「この資料を見たらよく分かる」「配慮しやすい」とい うような参考資料やホームページからの情報の引き出し方を記載するなど検討して いただきたい。

(会長)

・マニュアルを作っていく中で、情報の引き出しやすさ等に配慮した方法を考えていただけたらと思う。

(委員)

- ・合理的配慮は、環境によって常に変化するわけで、いつになったらきちんと合理的 配慮がされていくのかが当事者としては非常に見えにくい。例えば、手話通訳を5 年後に何人にするとか、そういったロードマップを作る必要があるのではないか。
- ・この対応要領では知的障害者の存在感が薄いように感じている。例えばコミュニケーションについて、合理的配慮の中で絵カード等を活用するとあるが、知的障害の場合はなかなか難しい。知的障害の方でもコミュニケーションがとれるツールはかなり作成されつつあるが、「何年後にはこういうふうに整備していくんだ」という工程、過程を作っていただければ、「あと数年後には自分はこうなるんだ」というのが見やすいと思う。
- ・障害支援区分が決定された際に情報開示を求めると、よく市町村からは「情報開示 は本人が望んでいますか」と聞かれる場合がある。知的障害の方に対して、そうい ったことを聞くこと自体がどうなのか。そこからスタートしなければならないとす れば、この対応要領はもっと深くいろいろ考えていかなければならない。対応要領 はどんどん進化していくものでなければ駄目だろうと思う。

(会長)

・障害特性に関する対応要領は、例えば研修を1回や2回受けて身につくというのは 現実的には難しい。研修あるいは実際の現場で学習し直す等を繰り返していかない と無理だと思う。「いつまでにどうする」というのは出しにくいかもしれないが、そ ういうことを踏まえて進歩していくような対応をしっかりやっていくということだ と思うので、その辺を考えたうえで進めていただきたい。

(事務局)

- ・まずはこの対応要領によりスタートし、1つ1つの事例を重ねていきながら進化していけるようにしたい。特に窓口対応は市町村の方が多いので、県での取組を示しながら機会を捉えて話をしていきたい。
- (2) 障害者差別解消法に基づく対応要領について(県立学校)

(委員)

校長に負担がかかりすぎると思うので、職員会議での意見を取りまとめた上でリー

ダーシップを発揮するという表現を入れてほしい。

(事務局)

全教職員が一致団結して取り組んでいかなければならないと考えているが、学校の唯一の代表者は校長であり、公的権限を持つのは校長だけなので、文章を書くときにはこういう表現にならざるを得ない。

(委員)

耳が聞こえない親御さんは市町村の手話通訳派遣制度を利用し、自分自身が通訳者を学校に連れて行き、先生と面談をしている。通訳が必要なのは聞こえない人だけではなく、手話の分からない先生自身も子供の状況をきちんと説明するためには言葉を手話に変えてもらわないといけない。今後は学校側が手話通訳者を用意することが必要ではないか。入学式や卒業式などでは通訳を依頼する学校も増えているが、個人面談も学校側で準備を整えていただきたいと思う。

(事務局)

今の時点で来年からという決定はできないが、再来年度以降に対応できるよう考えていきたい。

(委員)

「社会モデル」や「インクルーシブ教育」など、主な用語については注釈、用語解説 を入れてもらいたい。

(事務局)

インクルーシブ教育システムは、子ども権利条約から派生しており、障害のある者 と障害のない者が共に学びあうことができる教育システム。それにあたっては、合 理的配慮が非常に重要になってくると考えている。

(委員)

インクルーシブ教育システムというのはおっしゃるとおりだが、ここでは理念という言葉が付いている。どういう理念か。

(事務局)

共生社会という大きな目標があり、障害のある者もない者も分け隔てなく、通常の 社会の中で通常に生きていくことができる社会を目指していくということがある。 そこに向けていくための1つの考え方として、文科省がインクルーシブ教育システ ムを推進していると理解しており、そういった部分を重要にするということ。

(委員)

理念という言葉があることによって、非常に分かり難い文章になっていると思う。 理念という言葉がここに必要なのか?理念だけが前歩きして、本当に合理的配慮が されるのかという懸念が残る。

(事務局)

綺麗に説明できていないところはお詫びしたいと思う。もう一度勉強して、この文 言についても再度検討させていただきたい。

(委員)

30年以上前は高校受験では、代筆受験や試験時間の延長は全く無かった。試験時間の延長や代筆受験あるいはパソコンによる入力など、現状を教えてほしい。

(事務局)

高等学校の場合、中学校からそういった子どもさんの状況を副申書みたいな形で付

け、それをもとにご本人、保護者、学校側等で協議してどの辺りまで対応できるか 検討し、対応している。状況によって時間延長はしている。

パソコンでの入力については、肢体不自由の子どもさんのケースで検討されたとは 聞いているが、実際に行われたかは把握できていない。別室受験というのも状況に よって対応したと聞いている。

(委員)

- ・発達の「程度」という言葉が使われているが、先生方とのやりとりでは発達の「段階」とか言われている。「程度」という言葉が適切なのかもしれないが、意味を教えてほしい。
- ・「自由な社会に」とあるが、公的な文章としてはすごく曖昧な表現だと思う。どういう意図があってこの表現になったのか。

(事務局)

- ・「程度」とはその人の状況という意味合いが強くあるように思う。ただ、段階、状態 という言葉もあり、ご指摘を踏まえて、もう少し検討させていただきたいと思う。
- ・「自由な社会に効果的に参加することを」の部分は文科省のものを引用しており、も う一度課の方で精査し、説明させていただきたいと思う。

(委員)

県立学校の障害児教育を学んでない人が読んでも分かるような表現にしないといけない。それが障害のある親や家族が学校へ来たときに不利益がないようにする大きなポイントになると思う。

(委員)

・聴覚障害の人が補導、逮捕されたとき、手話通訳だけでは通じないことがあるため、 リレー通訳として警察署に行くことが増えている。警察は少し筆談ができればそれ で通じると思い、時間がかかるリレー通訳ではなく、自分たちだけで筆談でやるこ とが多い。署によっては聴覚障害者協会に通訳の派遣依頼をしているところもある が、まだまだ理解がないところもある。

また、警察が認定した手話通訳者は厚労省の認定試験に合格しておらず、法律、行政、政治に関する部分を担う手話通訳士の技術と比べると大きな差がある。そういう通訳者の手話が伝わりにくいことを、聞こえない人に問題があるように、警察が誤った捉え方をした例がいくつもある。担当者が手話が分からないので面会は駄目だと言うケースもある。情報保障という部分では、聞こえる、聞こえないというのは関係ないと思う。こんな状態がいつまで続くのかと腹立たしい気持ちでいっぱいだ。

(委員)

・スーパーなどに入ってキョロキョロしていたら、盗みではないかと警察に通報されたということがある。そのため、そういった事例のQ&Aのようなパンフレットを各警察署に配布してもらった。警察には新人教育を含めて、障害者とはどういうものかということをもう一度見直していただきたい。

(事務局)

・警察署には厚労省の認定を受けた正式な手話通訳者はおそらくいないと思う。取調べや事情聴取で聴覚障害者の方と接する機会はあると思うが、忙しいからと筆談だけで済ますことはあってはならないことだ。県内の 1,600 人近くの警察官全員に手

話通訳の資格を持たせることは現実的には厳しいが、県下に 14 ある警察署で、各署 に 1 人は手話通訳ができる職員を配置できるよう、各課交えて検討していきたいと 思う。

・知的障害者の件については、先日資料をいただき、前回の会で報告させていただいた。資料を配布したうえで全職員が閲覧できるようネット配信を行っているが、全職員が障害特性を正しく理解して警察活動を行えるかが非常に重要な課題である。新人職員や幹部職員の研修は毎年行っているが、それに織り込む以外にも専門機関や団体の方をお招きし、具体例を交えた学習により、現場での取扱いに活かしていきたい。

(委員)

第5の6に「障害のある児童生徒等の入学時点において、意志の表明の有無に関わらず、児童に対して適切と思われる支援を検討するため、障害の状態等の把握に努めることが望ましい。(一部省略)」とあるが、小学校入学時点に関わらず継続した配慮が必要だと思う。最後の「望ましい」も「必要である」ぐらいの勢いがあってもいいのでは。

(事務局)

こういった子どもさんの早期発見・早期対応は非常に重要といわれているので書かせていただいている。実際はその後も各担任、保護者からのお話を通して対応していくよう指導しているところ。

合理的配慮で「保護者、本人からの訴えがあったときに」という文言もあるが、文 科省からはその子どもが必要としていると考えられるものであれば、保護者、本人 と話をして積極的に提供していくようにという指示も受けており、そうしていきた いと考えている。

(会長)

かなりご意見も出たのでそれぞれ持ち帰っていただき、対応要領の施行に向けて変更する部分があれば、変更していただければと思う。